

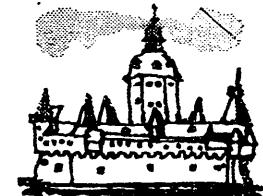
当初、法案は上院を通過すれば、7月頃には法律を公布し、1971年7月より実施の予定であったが、上院委員会での審議がことのほか手間どっている現状であるため、事態がどのように展開するかが危ぶまれている。いずれにせよ与野党とも政治的配慮と、貧困者の要求が高まる「暑い長い夏」を控えて法案可決は回避されないであろうが、問題はその修正である。医療扶助プログラム等の他の貧困者向けプログラムとの関連で家族扶助計画を完全実施するためには少なくとも数年間の整理検討期間が必要だともいわれる。肝要なことは、いたずらに選挙のための人気とり政策を無責任に押し出すことをやめて、実質的な面での検討を進めることであろう。ともあれ、このアメリカの画期的な所得保証政策はアメリカ国民のみならず世界の关心事であるに相違ない。

*Congressional Quarterly Weekly Review,  
U. S. News & World Report, Christian  
Science Monitor, New York Times Weekly  
Review.*

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

## 貧困家族対策の強化

(イギリス)



積極的な貧困家庭対策キャンペーンを展開している貧困児童対策グループ Child Poverty Action Group は、すでにこれまで再三にわたって労働党政権下の貧困対策を批判し積極的施策を要望する申入れを政府に対して行なってきたが、5月23日、クロスマン社会サービス相に家族手当の大幅引上げを要求する書簡を送り、間近かに迫っている総選挙運動の一環として「貧困対策宣言」を準備しているといわれる。同グループは、チトマス教授やエーブル・スミス教授らとともに世界的に著名な英国の社会保障学者であり労働党政権の社会政策面でのブレインとして大きな役割を果しているタウンゼント教授を中心とする主として進歩的学者グループから構成され、社会的

にも大きな影響力をもっている。

以下は、同グループが投書の形式で「ザ・タイムズ」紙に掲載した政府に対する公開質問書と下院議員グループの回答である。

### 家族手当引上げの予算措置を

われわれは、社会政策に関心をもつ専門家グループである。われわれは、現政府が1964年に政権の座についた当時に比し現在ますます貧しさの度を加えている低所得家庭に対し、今年度予算において特別な優先順位を与える必要性について注意を喚起したい。

過去数か年間の失業は戦後の新記録を作った。物価・所得政策は低賃金所得者の賃上げ要求抑制に大きな影響を与えてきた。1964年

以来、生活費は25%上昇し、国民保険拠出は50%上昇した。第4子以後の児童に対する無償学校給食は廃止された。この制度は、貧困家庭の減少をねらいとした政府の1967年パッケード・ディルの2つの思いやりのある施策のうちの1つであったが、4月には、学校給食の費用は75%上がった。セコンダリイ・スクールの無償ミルク制度は、平価切下げ後に廃止された。処方箋料が、以前よりも高いレベルで再導入された。以上、すべての諸施策が貧困者の生活水準に、不利な影響を与えてきた。

家族手当は引上げられてきたが、政府は、もっぱら、資産調査によって受給資格を得る者に対してのみ、給付を支給することによって、最も貧しい人々を年余の物価上昇から守ることに努めてきた。しかし、多くの貧困家庭は、このような扶助による申請を嫌いつつある。

貧困家庭に生活の資を与える一つの有効な方法は、今年度予算において児童手当を大幅に引上げることである。その引上げは、児童に対する税控除にクローアック clow-back

原則(註)を拡張することによって選別することが可能である。

この方法によって、実質所得を減らさないで、標準税率納税者から増えた利益分をとり返す。

家族手当をきわめて近い将来に引上げるべしとする理由として、そのほかに2つの重要な理由がある。第1に、父親が働いている家庭に対して支給される家族手当は失業した場合には補助手当から差し引かれるので、「疑似失業者」の問題に関する最も有効でヒューメィンな方法である。第2に、本年度予算において家族手当を引上げることは、「貧困者を平価切下げの被害者とはしないと」する首相のまだ履行していない公約を果す最も当を得た方策であろう。

Frank Field, Director, Child Poverty Action Group.

Petter Callison, Newcastle University.

J. B. Cullingwarth, Birmingham University.

David Donnison, Center of Environmental Studies.

A. R. Emarson, University of East Anglia.

Ronald Frankenberg, University of Keele.

Paul Halmous, University of Wales.

3月2日

(註)家族手当は所得に関係なく権利としてうけられる Universal な給付である。比較的裕福な家庭に対する児童の税控除を引下げることによって家族手当の引上げ分を差し引く原則をいうもので、これにより低所得家庭にのみ家族手当引上げの実質的利益をうけさせようとする。別称を "civilized selectivity" または "give and take" 原則ともいう。

(田中 寿 国立国会図書館)